



総合高津中央病院 感染対策指針

総合高津中央病院（以下「病院」という。）は、病院理念に基づき、患者さまおよび病院従業員（以下「病院職員」という。）に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内感染防止および感染制御の対策に取り組むため下記に掲げる基本的事項を実践する。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の予防に努め、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため、感染防止対策委員会等を組織し、感染対策指針に則り、院内感染防止対策を推進する。

2. 感染防止対策委員会および他の組織の基本的事項

- 院内感染対策の周知および実施を迅速に行なうため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織的横断的な委員会を次のとおり設置する。
 - 感染防止対策委員会：病院における院内感染対策に関する意思決定機関として、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。
 - 感染防止対策実行委員：感染対策に関する実働的組織として任命し、感染対策に関する一般的事項を執行させる。活動については感染防止対策委員会の方針に基づいて行なう。
- 前項に規定する委員会およびその他の組織の運営等については、「総合高津中央病院内感染防止対策マニュアル」に定める。

3. 職員研修に関する基本的方針

- 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- 職員研修として、全病院職員を対象に年2回講習会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。

4. 院内感染発生状況の報告に関する基本的方針

- 耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を感染防止対策委員会および診療部連絡会議、看護部管理者会議を通じて全病院職員に速やかに周知する。
- 検査部からの耐性菌発生情報を感染防止対策委員会が受け、感染防止対策実行委員と連携を持ち発生状況に関して情報収集を行い、当該部門にフィードバックする。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本的方針

- 院内感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の病院職員が直ちに感染防止対策副委員長に連絡し、感染防止対策副委員長はその状況および患者への対応等を病院長ならびに感染防止対策委員長および感染防止対策実行委員に報告する。
- 発生部門の病院職員および感染防止対策委員会ならびに感染防止対策実行委員は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。
- 院内感染に対する改善策の実施結果は、感染防止対策委員および感染防止対策実行委員を通じて速やかに全病院職員へ周知する。

6. 患者さまへの情報提供と説明に関する基本方針

- 本指針は、患者さままたは家族が閲覧できるものとする。
- 広く患者さま等へ本院の感染対策に対する考え方を周知するために、本指針を本院ホームページに掲載し、公開する。

7. 病院における院内感染対策推進のための基本方針

- 院内感染対策の具体的実施法に関しては別途マニュアルを作成する。また必要に応じ、マニュアルの改訂を行なう。
- 病院職員は、院内感染防止対策および感染症の治療法等感染に関することで不明なことがあれば、感染防止対策委員会へ連絡し、共同して対処する。
- 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。